

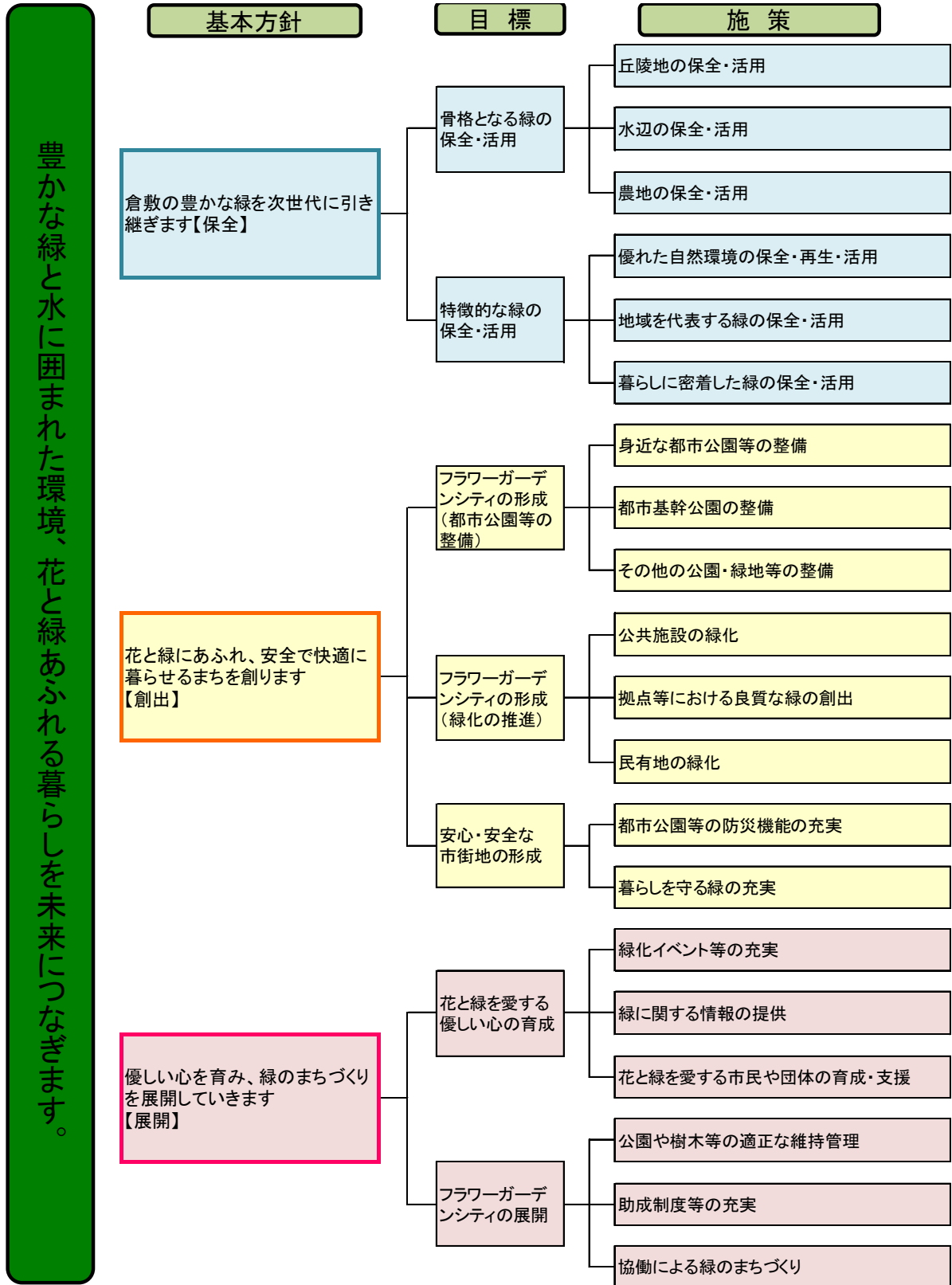
## 第Ⅲ章 緑の将来像実現に向けた施策





# 1. 施策の体系

計画の基本方針に基づく施策の体系図を以下に示します。



## 2.緑の将来像実現に向けた施策

### (1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます

#### 目標

##### 「骨格となる緑の保全・活用」

市内に広がる山々、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。

#### 施策

##### 1) 丘陵地の保全・活用

北部や南東部に広がる標高 400m以下のなだらかな丘陵地は、緑の骨格を形成し、環境保全、防災（国土保全）に寄与するとともに、自然を感じ、ふれあい、学ぶことのできるレクリエーション機能、市街地の背景として景観機能も有しています。

また、丘陵地は、野生動植物の生息・生育空間となり、他の地域への動植物の供給に資する緑の核となっています。

そうした中で、森林の減少や荒廃が懸念されており、市民アンケートでは、丘陵地を保全すべきという市民の割合が90%を超えています。



種松山

- ①倉敷市森林整備計画に基づき、森林のもつ多様な機能を効果的に発揮させるため、健全な森林を維持・保全します。
- ②国土保全、環境保全、保健休養及び風致など各種機能の保全・活用を目的に指定された保安林の適正な維持・管理に努めます。
- ③松くい虫など害虫被害による機能低下を防ぐため、薬剤散布や被害木の伐倒駆除などの対策を実施します。
- ④森林ボランティア活動の支援や啓発活動などにより、森林の持つ多種多様な機能の理解を深め、生態系に配慮した良質な自然環境を次世代に継承します。
- ⑤看板設置や情報提供、訓練の実施などにより、林野火災の予防に努めます。

##### 2) 水辺の保全・活用

河川や海浜、用水などの水辺は、地域住民の生活に密着し、都市にうるおいと安らぎをもたらす貴重な緑であるとともに、野生動植物の生息・生育や移動経路となっています。

本市の水辺の軸となる高梁川では、八幡山など周辺の丘陵地と、広大な河川敷の緑やきれいな流水が一体となって独自の自然景観を形成し、市街地に近い貴重なオープンスペースとして利用されています。



高梁川（笠井堰）

ため池や用水は、農業用として利用されているほか自然共生の場としても昔から親しまれ、生活に密着している水辺です。

瀬戸内海では、有人無人の島しょが点在し、これらを含む海域全体及び鷺羽山などが瀬戸内海国立公園に指定されています。また、日本で最も古くにかかれた海水浴場と言われ、「日本の渚景観」にも選ばれた沙美東海岸や唐琴の浦など一部に自然海岸が残されています。

そうした中で、これらの水辺では、コンクリート護岸工事などに伴い、良質な自然環境が減少し、野生動植物の生息・生育空間も減少しています。

市民アンケートでは、これら河川やため池など水面を保全すべきという市民の割合が約90%となっており、市民の水辺の保全に対する意識の高さが伺えます。

- ①高梁川をはじめとする大小河川や用水では、治水・利水を適切に進めながら、緑のネットワークとして連続性の確保、良質な自然環境の保全、瀬や淵など河川本来の形態の保全・再生などに努めます。また、親水空間、レクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、機能の充実を図ります。
- ②ため池では、利水・治水を適切に進めながら、生物多様性保全機能に着目し、良質な自然環境の保全を図ります。
- ③希少な野生動植物が生息・生育する区域では、良好な生息・生育環境の保全・創出に努めるとともに、自然保護団体及び地域住民等と協力し、個体群の維持に努めます。
- ④下水道整備の推進、排水に関する企業等への指導徹底などにより、河川やため池、用水の水質保全・浄化に努めます。
- ⑤優れた自然環境や景観が残る沙美海岸や唐琴の浦の自然海岸では、観光・レクリエーション空間として活用しながら、背後の山々と一体的に保全・再生を図ります。
- ⑥河川や海浜・用水などの整備に際しては、緑の空間を確保した環境整備に努めます。

### 3) 農地の保全・活用

市域面積の約18%を占める農地は、生産活動の場としてだけでなく、都市環境負荷の低減にも重要な役割を果たし、日本人の心のふるさととして豊かな田園風景を提供しています。

そうした中で、宅地開発等により年間約60haの農地が減少しており、また、農業従事者の高齢化等により、遊休農地の増加が懸念されています。

市民アンケートでは、農地を保全すべきという市民の割合が80%を超えています。

- ①農地の多面的機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めるとともに、耕作放棄地の再生・活用に努めます。また、農業者や消費者の理解を深め、環境保全型農業を推奨するとともに、地産地消及び旬産旬消の推進に努めます。
- ②遊休農地では、地権者の意向を踏まえながら市民農園など市民が身近に土とふれあえる場としての活用を図ります。
- ③開発が計画された際には、開発事業者に対して、生物多様性など環境への配慮、緑化の推進などを適切に指導します。

## 目標

### 「特徴的な緑の保全・活用」

優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。

## 施策

### 1) 優れた自然環境の保全・再生・活用

瀬戸内海国立公園や吉備史跡県立自然公園、風致地区（酒津丘陵地）、田の口環境緑地保護地域、浅原郷土自然保護地域、沙美東自然海浜保全区域など、優れた自然環境が各種法や条例等により指定されています。

また、ミズアオイやスイゲンゼニタナゴなど「岡山県版レッドデータブック」で指定された希少種が637種（非公開含む）生息・生育し、高梁川及び小田川流域には豊かな自然環境がみられます。

そうした中で、都市化の進展に伴い、優れた自然環境の荒廃が懸念されています。



瀬戸内海国立公園

- ①自然公園法、都市計画法、文化財保護法、岡山県自然環境保護条例など各種法や条例に基づき、優れた自然環境の保全・再生に努めます。
- ②吉備史跡県立自然公園や倉敷美しい森などレクリエーション空間を適正に維持管理するとともに、施設の充実、遊歩道やハイキングコースの整備、探鳥コースの充実など利用者ニーズを反映した機能を充実し、自然とふれあう場として活用を図ります。
- ③貴重な野生動植物の生息・生育に適した自然環境の保全・再生を図るとともに、特に保全が必要な区域では、緑地保全地域や条例による保全区域等の指定を検討します。

### 2) 地域を代表する緑の保全・活用

社寺林や美観地区の背景となる鶴形山など、文化財等と一体となった樹林地は、地域とともに歴史を育み、良好な景観を形成しています。

また、「阿知の藤」「影向の松」など6件が県又は市の天然記念物（植物）に指定され、巨樹・老樹が67件指定されています。なお、景観重要樹木は現時点（平成26年度末）で指定されていません。



天然記念物：阿知の藤

- ①文化財等と一体となり、歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制度や市民緑地制度等の活用を検討します。

- ②社寺境内地の巨樹・老樹、地域のランドマークとなる樹木は、「くらしきの巨樹・老樹」の認定や景観重要樹木の指定を行い、次世代へ継承していきます。
- ③文化財の歴史・文化的価値を保全しつつ、多くの方が来訪できるよう継続的な維持管理を行い、公園的な活用を図ります。

### 3) 暮らしに密着した緑の保全・活用

大平山や向山などの小丘は、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり、住宅地の背景として良質な景観を創出しています。

都市化の進展、生活様式の変化や高齢化などにより、暮らしの一部として利活用されてきた里山は、竹林化や里山特有の生態系の崩壊などが懸念されています。

市民アンケートでは、住宅地の背景となる緑に対して不満と感じている市民の割合が高くなっています。



美観地区の背景となる鶴形山

- ①市街地を取り囲む丘陵地は、環境保全機能（都市微気候の悪化抑制や野生動植物の生息・生育環境など）、防災機能（土砂流出防止や避難地など）、景観機能など暮らしに密接する多様な機能を有していることから、その役割や重要度に応じた保全策を講じます。
- ②大平山や向山など、地域のランドマークであるとともに、生活や歴史・文化と一体となり良質な景観を形成する緑の保全・再生に努め、必要に応じて緑地保全地域や条例による保全区域等の指定、管理協定制制度や市民緑地制度等の活用を検討します。
- ③その他の里山でも、間伐や竹林整備、森林・林業体験活動の推進、生物多様性に配慮した整備など里山保全活動の支援を図ります。また、里山所有者をはじめとする市民や地域と協力し、里山を保全・管理・活用する仕組みづくりを検討します。

## (2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります

### 目標

#### 「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」

市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正配置や利用者ニーズを反映し、人々が利用したくなる公園・緑地づくりに努めます。

### 施策

#### 1) 身近な都市公園等の整備

身近に歩いて行ける公園として利用される住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は、現在 139.37ha（715箇所）が整備され、市民一人当たり面積は市域全体で 2.88㎡、市街化区域で 2.34㎡、市街化調整区域で 5.28㎡となっています。

国が目標として示している整備水準（1人当たり4㎡）を市街化調整区域で上回っているものの、市街化区域では低水準となっています。

市街化区域（工業専用地域を除く）において、街区公園等の誘致圏の充足率は 75.9%となっており、小学生アンケートをみると、約 3割が公園をあまり利用しないと回答しています。また、倉敷市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1ha未滿）の公園です。

市民アンケートでは、身近な公園にはベンチやトイレなど休息施設や広場などの機能が必要という市民の割合が高くなっています。

こうしたことから、計画的に公園を整備するとともに、「誘致圏」「利用満足度」「公園機能」「維持管理」など、質的な充足を高めていくことが重要です。



街区公園（古城池南公園）

※国が目標として示している整備水準

都市計画中央審議会（平成7年）が答申した都市公園等の整備目標

- ①地域の整備水準を考慮し、身近な都市公園等の不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めていきます。その際には、コンパクトなまちづくりと連携した公園整備に努めます。
- ②面積規模が比較的大きい近隣・地区公園については、市内の土地利用状況の把握に努め、利用可能な土地があった場合は、積極的に整備の検討を行います。
- ③子育て、健康づくり及び高齢者の利用など多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めるため、計画や維持管理などの場面での市民参画を図ります。
- ④季節それぞれの花や実、水の流れ、音の演出など特徴的な公園づくり、スタンプラリーなど公園を回遊する仕組みづくりに努め、人々が利用したくなる公園づくりを目指します。
- ⑤小規模な公園や使い勝手のよくない公園は、利用状況を把握し、必要に応じて機能の見直しや統廃合の検討を行います。



- ⑥公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。
- ⑦小中学校のグラウンドは、近隣公園の代替機能を有することから、学校教育に支障のない範囲で、引き続き一般開放していきます。

## 2) 都市基幹公園の整備

市民の安全で健康的な生活環境、レクリエーション及び休養のために都市単位で設けられる都市基幹公園（総合公園・運動公園）は120.65ha（8箇所）が整備されていますが、生活スタイルの変化などにより、利用者ニーズが多様化しています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園、災害時避難場所や防災機能を備えた公園の整備が望まれています。



総合公園（酒津公園）

- ①都市基幹公園は、都市全体のバランスや社会情勢の変化が生じた場合など状況に応じて再整備や拡張など緑化推進の拠点となるような整備を検討します。
- ②既存の公園においては、生活スタイルや余暇の過ごし方の変化を踏まえ、多様な利用者ニーズを反映した機能の充実、個性ある公園づくり、計画的な更新などに努めます。
- ③公園の整備・改修に際しては、生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

## 3) その他の公園・緑地等の整備

その他の公園・緑地等は、特殊公園が6箇所、緑地等が28箇所、広場公園が2箇所が整備されています。

市民アンケートでは、自然環境や景観に配慮した公園の整備が望まれています。

- ①風致公園（足高公園など）、歴史公園（まきび公園）及び墓園（福田墓園）など特殊公園では、今後もそれぞれの目的に即して適正管理、区域拡充、機能充実、施設更新などに努めます。
- ②都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観向上を目的として設けられた緑地（高梁川緑地など）や都市緑地（味野赤崎緑地など）では、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて新たな緑地等の整備を検討します。
- ③野生動植物の生息・生育・移動経路としての機能維持・再生、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した緑地の整備に努めます。

## 目標

### 「フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）」

暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。

## 施策

### 1) 公共施設の緑化

官公庁施設、教育施設、供給処理施設などの公共施設では、積極的な緑化に努めるとともに、保育園・幼稚園・学校等では、生垣設置や校・園庭の芝生化などの緑化を推進しています。

都市計画道路などの主要幹線道路、計画的に造成された土地区画整理地内、工業地帯の道路などでは街路樹を整備し、適切な維持管理に努めています。また、花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、道路沿道を花で飾っています。



校庭の芝生化事業

今後も引き続き、緑のまちづくりの規範、地域緑化の拠点として、公共施設の緑化を推進することが重要です。また、市民アンケートでは、公園や道路、公共施設などの緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

- ①官公庁施設、教育施設、供給処理施設等の公共施設及び遊休地（公共財産）では、市民の憩いの場として魅力を高め、花や緑あふれるまちづくりの模範となるような環境整備に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。
- ②緑豊かな市街地形成だけでなく、情操教育という観点からも、生垣整備や芝生化、花壇植栽など、保育園・幼稚園・学校等の緑化を推進します。
- ③緑のネットワークの基幹となる市街地の道路では、街路樹、植栽帯、法面植栽、フラワーボックスの設置などの緑化に努めます。
- ④緑化に際しては、野生動植物の移動経路としての機能創出、郷土種や多様な樹種の植栽、外来種の排除など生物多様性に配慮した植栽に努めます。

### 2) 拠点等における良質な緑の創出

駅やバスステーション、倉敷中央通り・鷲羽山通り・水島商店街通りなどメイン通りにフラワーボックスを設置し、花あふれるまちづくりを進めています。

今後も、地域の顔として、花や緑による良質な景観の創出が重要です。また、市民アンケートでは、駅周辺の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

- ① 来訪者を迎える駅、インターチェンジ、バスステーション、観光施設等の緑化に努めます。特に駅やバスステーションは、最も多くの市民が行き交い、来訪者にとっては本市の顔となる場所であるため、広場などの環境整備や維持管理に加え、花や緑の空間演出に努めます。
- ② 愛称通り（倉敷中央通り・鷲羽山通り・水島商店街通り）では、フラワーボックスの設置など、散策する人々を楽しませるような花や緑の空間演出に努めます。また、その他の道路においても、街路樹やフラワーボックスの設置などの緑化に努めます。
- ③ 駅等から観光施設に至る散策路では、ポケット的なスペースを活用したコミュニティーガーデンやポケットパークなどの設置に努めます。



フラワーロード（倉敷中央通り）

### 3) 民有地の緑化

住宅団地等における緑地協定の締結、生垣設置・花壇設置などを進めていますが、住宅地のさらなる緑化が望まれます。

商業地・工業地では、工場立地法や倉敷市自然環境保全条例など各種法や条例に則し、事業所内の緑化が図られていますが、一部では、緑や花によるうるおいや華やかさに欠ける事業所もみられます。

こうした状況の中、市民アンケートでは、住宅地、商業地、工業地など民有地の緑を増やしたいという市民の割合が高くなっています。

- ① 民有地緑化に向けた啓発活動、生垣や花壇の設置補助や苗木等の配布など支援の充実、緑に関する情報・技術の提供に努めるとともに、積極的に緑化に取り組む地域・事業所を緑化推進モデル地区として指定し、自主的な緑化活動の支援を重点的に図ります。また、地権者と協力し、遊休地の緑化を図ります。
- ② オープンガーデンの仕組みづくりを調査・検討します。
- ③ 民間開発では、各種法や条例に基づく緑地の整備や緑化を適正に指導するとともに、開発者の協力をさらに得ながら、造成時に生ずる法面緑化や周辺の自然環境に調和した緑化、地区計画制度や緑地協定制度の活用による緑化を図ります。
- ④ 工場立地法に基づき緑地の整備や適正な維持管理を指導するとともに、緑地面積の拡大、生物多様性への配慮など良質な緑空間の創出を企業に呼びかけます。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を呼びかけます。さらに、公害防止協定及び環境基本協定締結工場では、緑地面積の維持・拡大を呼びかけます。
- ⑤ 景観計画との連携を図りながら、緑化基準や緑に関する情報の提供に努めます。また、必要に応じて、「民間施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。

目標

「安心・安全な市街地の形成」

防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。

施策

1) 都市公園等の防災機能の充実

公園・緑地等は、避難場所、避難経路、火災の延焼防止及び消防活動やボランティア等の活動拠点など、災害時に役立つ機能を有しており、災害時の広域避難場所として倉敷運動公園など9箇所の都市公園、一時避難場所として倉敷みらい公園が指定され、ハザードマップにより市民への周知に努めています。

そうした中で、広域避難場所や一時避難場所に指定された都市公園では、様々な防災機能を備えることが求められており、倉敷みらい公園では、ベンチトイレ、かまどベンチ、防災あずまやなどの施設を整備しています。

今後は、近年の大規模災害から得られた教訓を活かし、オープンスペースとなる公園・緑地の整備、災害時に役立つ機能の充実を図ることが重要です。また、市民アンケートでは、防災に配慮した公園の整備が望まれています。

- ①災害発生の初期に一時的な避難場所となる身近な都市公園等が不足する地域に配慮し、公園の整備を検討します。
- ②避難経路として位置付けられた道路や緊急輸送道路など主要な幹線道路では、街路樹を適正管理するとともに、新たに幹線道路を整備する際には、耐火性の高い樹種など延焼防止にも配慮した街路樹の植栽に努めます。
- ③避難圏域などを考慮し、広域避難場所及び一時避難場所となる都市公園等の適正配置に努めるとともに、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、災害時に役立つ機能を備えたベンチやトイレ等の導入など防災機能の充実に努めます。
- ④避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として積極的に活用し、加えて、ハザードマップなどを用いて、これらの場所の周知徹底を図ります。



公園内の防災機能（ベンチトイレ）

## 2) 暮らしを守る緑の充実

本市を取り囲む丘陵地の豊かな緑は、土砂崩壊防止、土砂流出防止などの山地災害防止機能、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有し、安全・安心な都市の形成に役立っています。

農地は、雨水の一時貯蔵による洪水防止、ヒートアイランド現象など都市微気候の悪化抑制に役立っています。

また、公園緑地等の緑は、騒音・振動の緩和などに役立ち、大規模な工業地帯を有する本市では、緩衝緑地として水島緑地を整備しています。



水島緑地（呼松緑地）

- ①山地災害防止機能や水源かん養機能を有する丘陵地の豊かな緑の保全に努めます。
- ②農地が有する洪水防止や都市微気候の悪化抑制などの機能を評価し、農業施策と連携しながら保全に努めます。
- ③総合治水の観点から、今後も継続して河川整備に努めます。なお、整備に際しては、生態系に配慮した多自然川づくりの導入や親水性など、河川が有する多様な機能に配慮した整備に努めます。
- ④大気汚染などの公害や災害の防止を目的として設けられた緩衝緑地（水島緑地）では、工場等の規模・機能、住宅地等との関係性を考慮し、適切な配置や植栽、維持管理に努めます。
- ⑤工場立地法に基づき敷地内に整備される緑地では、配置や植栽密度、樹種の選定など、住宅地の緩衝帯という機能に配慮した植栽となるよう適正に助言します。
- ⑥都市公園等では、子どもから大人まで多様な世代が利用する、あるいは人の目が届く、安全で安心な公園づくりに努めます。また、公園全体の視界を阻害する高木の下枝や中低木の剪定など、適正な維持管理に努めます。

### (3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます

#### 目標

##### 「花と緑を愛する優しい心の育成」

積極的に緑化イベントを開催し、緑に関する情報提供を行い、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。

#### 施策

##### 1) 緑化イベント等の充実

まちにあふれる花や緑は、生活にうるおいや安らぎをもたらすとともに、訪れる人々にも感動を与えます。

こうしたことから、本市では、「フラワーガーデンシティの推進」を掲げ、花や緑あふれるまちづくりを進めるとともに、以下のようなイベントを開催し、市民の意識啓発に努めています。



くらしき都市緑化フェア

- ・毎年 10 月（全国都市緑化月間）にくらしき都市緑化フェアを開催（「花と緑いっぱいのもち倉敷」をテーマとした講演、体験教室、イベントなど各種行事を実施）
- ・初夏のさつき展示会、秋の菊花展の開催
- ・家庭や職場、学校、自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰する「花いっぱいコンクール」の実施

そうした中で、今後も積極的に緑化イベント等を開催し、市民などが緑とふれあう機会や場を増やすことが重要です。また、市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えています。

- ①緑のまちづくりに関する多様なイベントを積極的に開催し、市民などが緑とふれあう機会や場を増やすとともに、意識の醸成を図ります。
- ②緑化イベントの中核として「くらしき都市緑化フェア」を継続的に開催するとともに、各種行事の充実を図ります。
- ③緑化推進に貢献した市民及び団体の功績を称えて、各種コンクールや表彰等による顕彰を行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。

##### 2) 緑に関する情報の提供

本市では、以下のような緑に関する情報や技術等を提供しています。

- ・講習会、緑化相談所、パンフレット、ホームページ、広報紙などを通じた緑に関する情報や技術等の提供
- ・自然史博物館における自然に関する調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育
- ・民有地緑化の推進を目的とした、結婚誕生記念樹など苗木や花苗、花の種を配布

- ・不要となった樹木を希望者に譲渡する「緑のリサイクル事業」

市民アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋などの事業推進が望まれています。



緑のリサイクル事業

- ①講習会、パンフレット、ホームページ、広報紙などを通じて、緑に関する情報や技術等を提供し、緑化意識の醸成や緑に関する知識の向上を図ります。
- ②市民の緑に関する相談に応じる体制の設置を検討するとともに、緑化イベントの際に相談所の開設を図る。
- ③自然史博物館では、調査研究や資料収集保管を継続するとともに、展示等環境緑化教育やホームページ等を通じた情報提供の充実に努めます。
- ④市民や緑化活動団体から強い要望がある苗木等の配布、緑のリサイクル事業を積極的に推進します。

### 3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支援

本市では、緑を愛でる市民や団体の育成・支援として、以下のような施策を実施しています。

- ・学校花壇の栽培や環境学習、自然体験学習、緑化ポスターコンクールなど、緑や自然に関する情操教育の推進
- ・学校や公園等の公共施設における樹名板や樹木説明板の設置
- ・苗木配布や技術指導など、緑化活動団体の育成支援

緑化活動団体アンケートでは、苗木や花の配布・斡旋、活動に対する助成、活動機会や情報の提供が望まれています。

- ①学校教育、生涯学習、緑や自然保護に関する教材の作成・配布、自然観察会、緑化イベント、緑化ポスターコンクールの開催、樹木説明板の設置など、子どもから大人まで全ての市民が自然とふれあい、その大切さや知識を学ぶ機会を充実し、緑を愛でる優しい心と人材の育成に努めます。
- ②苗木や用具など資材の提供・貸出、技術指導、活動の場の斡旋、助成金の交付など、地域緑化を積極的に進める緑化活動団体等の育成・支援の充実を図ります。また、新たな団体づくりに係る相談を積極的に受け付け、情報提供や技術指導等の支援に努めます。
- ③地域の緑を地域住民自らが守り、育てるという観点から、町内会、子ども会、老人クラブなどを活かした緑化活動グループづくりに取り組んでいきます。
- ④花の銀行支店長、地区花いっぱい団体、緑化推進員の拡充を図るとともに、緑化技術研修会等を企画し、緑化知識の向上を図ります。
- ⑤各種緑化相談に応じることのできるリーダーを養成し、市内の緑化相談体制の充実を図ります。

## 目標

### 「フラワーガーデンシティの展開」

花や緑あふれるまちづくりを市民・企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。

## 施策

### 1) 公園や樹木等の適正な維持管理

本市では、公園や樹木等の維持管理として、以下のような施策を実施しています。

- ・公園台帳の整備による都市公園等の適正な管理
- ・遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の維持管理
- ・道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除などの維持管理に努めています。
- ・自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理

そうした中で、今後は、市内の公園の老朽化対策を計画的に進めていくとともに、高齢者や障がい者など、全ての人々が気軽に利用できる公園づくりを進めていくことが重要です。

- ①公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の更新を計画的に進めていきます。
- ②公園利用者の安全確保を図るため、遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の適正な維持管理に努めます。また、公園や遊具の利用などについて、ホームページ、広報紙、看板などを通じて安全に対する意識の啓発に努めます。
- ③高齢化の進展に対応し、新規公園の整備や既設公園の更新等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。
- ④道路、学校、市役所などの公共施設では、樹木の剪定や病害虫の駆除など適正な維持管理に努めます。また、必要に応じて「公共施設緑化基準」など植栽及び管理の基準に関する指針の策定を検討します。
- ⑤地域への愛着の醸成、地域コミュニティの維持、高齢者の生きがい対策などの観点から、自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携した公園、道路、文化財等の美化清掃管理を進めていきます。

### 2) 助成制度等の充実

本市では、民有地等の緑化推進及び保全を図るため、昭和62年から倉敷市緑化基金を創設し、それを活用して生垣や花壇の設置補助等を実施しています。

- ①緑化基金を活用した生垣や花壇の設置補助を継続的に進めるとともに、これら補助制度を積極的に活用してもらうため、広報やパンフレットなどによる情報提供に努めます。
- ②広く市民や企業に呼びかけて、緑化基金の趣旨を啓発し、緑化基金の充実を図るとともに、より一層柔軟で効果的な運用に努めます。



③地域緑化に積極的で規範となる団体や活動への支援を検討します。

### 3) 協働による緑のまちづくりの推進

緑のまちづくりを進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民の方が花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれるまちづくりを市民・企業全ての人々が協力し、展開していくことや、その活動が持続的に展開できる仕組みづくりが必要です。そのため、本市では、協働のまちづくりとして、以下のような施策を実施しています。

- ・草花を栽培し楽しめる場の提供を目的とした公園等の開放（倉敷みらい公園）
- ・地域コミュニティ団体による花苗植栽、管理による地域緑化（地区花いっぱい事業）
- ・緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」の開催（年2回）
- ・ワークショップを活用した公園整備

市民アンケートでは、市民や企業が参加しやすい緑化活動を企画・推進することが望まれています。



市民ふれあい花壇の会  
（倉敷みらい公園）



花と緑の推進会議

- ①市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を認識し、住宅地の緑化、地域緑化や美化清掃活動への積極的な参加に努めます。
- ②企業は、地域の構成員の一人であることを理解し、事業所内の緑化、地域活動への積極的な参加に努めます。
- ③行政は、緑地の保全、地域緑化の規範となる都市公園等の整備、公共施設の緑化推進を積極的に推進するとともに、緑化イベントの開催、情報・技術等の提供、緑化活動団体等の育成・支援、緑に関する意識の醸成、助成制度等の充実、協働の仕組みづくりなど、市民や企業が主体的に地域緑化を進めていくサポートを積極的に行います。
- ④「花いっぱいコンクール」との連携を図り、個人の庭を開放し、見学できる「オープンガーデン」の仕組みづくりを調査・検討します。
- ⑤草花を栽培し楽しめる場として、公園などの適所を市民に継続的に開放していきます。
- ⑥ワークショップなど市民参加型の公園づくりは、多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園整備となるだけでなく、公園に対する愛着が醸成され協働の維持管理にもつながります。よって、計画段階からワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指します。
- ⑦緑化活動団体が交流・情報交換する場として「花とみどりの推進会議」を継続的に開催していきます。

